

事 務 連 絡  
平成19年5月31日

各サービス事業所 各位

葛飾区福祉部  
介護保険課長 酒井 威

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正  
に伴う事故報告の取扱いについて

平成19年4月1日付で標記法律（以下「感染症法」という。）及び関係政省令が改正されたことに伴い、介護保険事業者における事故報告の取扱いを下記のとおり変更いたしますので、お知らせします。

この旨、貴所属職員にも周知するよう併せてお願いいたします。

記

1 法改正の内容  
別表のとおり

2 取扱いの変更

(1) 感染症法第6条に基づく1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症及び5類感染症が別表のとおり改正されたので、報告すべき感染症の範囲に変更が生じたこと。

(2) 「インフルエンザH5N1」が、2類相当の指定感染症とされたため、報告の対象とすべきであること。

「インフルエンザH5N1」（鳥インフルエンザ）

3 取扱いの変更年月日  
平成19年6月1日より

4 その他

標記の件に伴い、平成19年6月1日付で「葛飾区介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領」第3条（事故の範囲）を改正しました。

ただし、報告書の書式に変更はございません。

（問い合わせ先）

葛飾区福祉部介護保険課管理係 北  
電 話：03 - 5654 - 8246（直通）